

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年11月20日提出
【計算期間】	第4特定期間（自 平成21年2月21日 至 平成21年8月20日）
【ファンド名】	S G ラグジュアリー・ブランド世界株式ファンド
【発行者名】	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 出川 昌人
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町5番1号
【事務連絡者氏名】	ディスクロージャー部 青木 章人
【連絡場所】	東京都中央区日本橋兜町5番1号
【電話番号】	03-3660-5102
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

この投資信託は、中長期的な投資信託財産の成長をはかることを目標として運用を行います。

② ファンドの基本的性格

ファンドは追加型投信／内外／株式に属します。

商品分類については社団法人 投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類し、ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。ファンドの仕組みについては後述の「(2) ファンドの仕組み」をご参照ください。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内 海外	株式	MMF MR F E T F	インデックス型
		債券 不動産投信		
追加型投信	内外	その他資産（ ）		特殊型
		資産複合		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり (部分 ヘッジ)	日経225	ブル・ベア型
一般						
大型株		日本				
中小型株	年2回	北米			TOPIX	条件付運用型
債券						
一般	年4回	欧州				ロ ン グ ・ ショート型/ 絶対収益追求 型
公債						
社債		アジア			その他	
その他債券	年6回		ファンド・ オブ・ファ ンズ	なし	()	
クレジット	(隔月)	オセアニア				
属性 ()						
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米				その他 ()
		アフリカ				
その他資産 (投資信託証券 (株式))		中近東(中東)				
資産複合 ()	日々	エマージング				
資産配分固定型	その他					
資産配分変更型	()					

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産（投資信託証券（株式））	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式に投資することを目的とする投資信託を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
年4回	目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル (日本を含む)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンドオブファンズにのみ投資されるものを除く）を投資対象として投資する旨の記載があるものをいいます。

為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
---------	---

※商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（上記網掛け部分）以外の定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

③ 信託金の限度額

信託金の限度額は1,000億円です。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ ファンドの特色

1. 主として、世界のラグジュアリー・ブランド企業[※]の株式に投資します。

- ファミリーファンド方式で運用を行い、マザーファンドを通じて世界のラグジュアリー・ブランド企業の株式に投資します。詳しくは後記(2) ファンドの仕組みをご参照ください。

※：ラグジュアリーという言葉には豪華さ、贅沢さ、快適さなどの意味があります。ブランド企業の中でも特に最高の品質、満足度、知名度、センス、希少性等を併せ持つ商品やサービスを提供するのがラグジュアリー・ブランド企業です。

2. ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント（パリ）にマザーファンドの運用指図の権限を委託し、グローバルな視点から運用を行います。

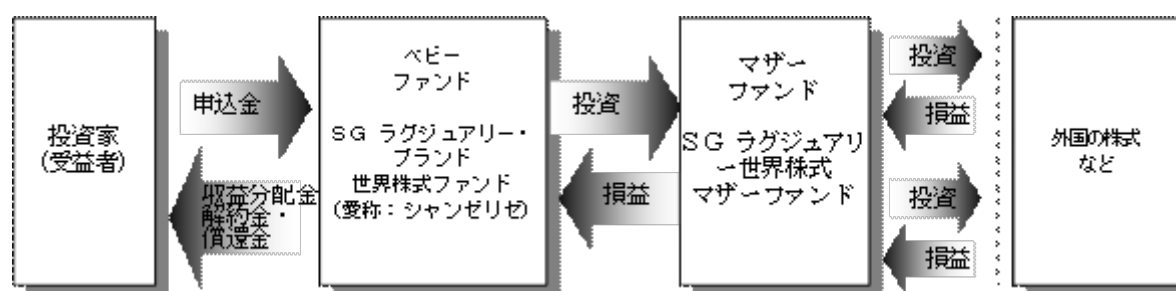
3. 3カ月ごとに決算を行い、値上がり益を中心に分配を目指します。

- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準や、市況動向を勘案して決定します。また、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- 決算は年4回。2月、5月、8月、11月の原則20日、日本の休業日の場合は翌営業日に決算を行い、分配方針に基づいて分配を行います。

4. 原則として、為替ヘッジは行いません。

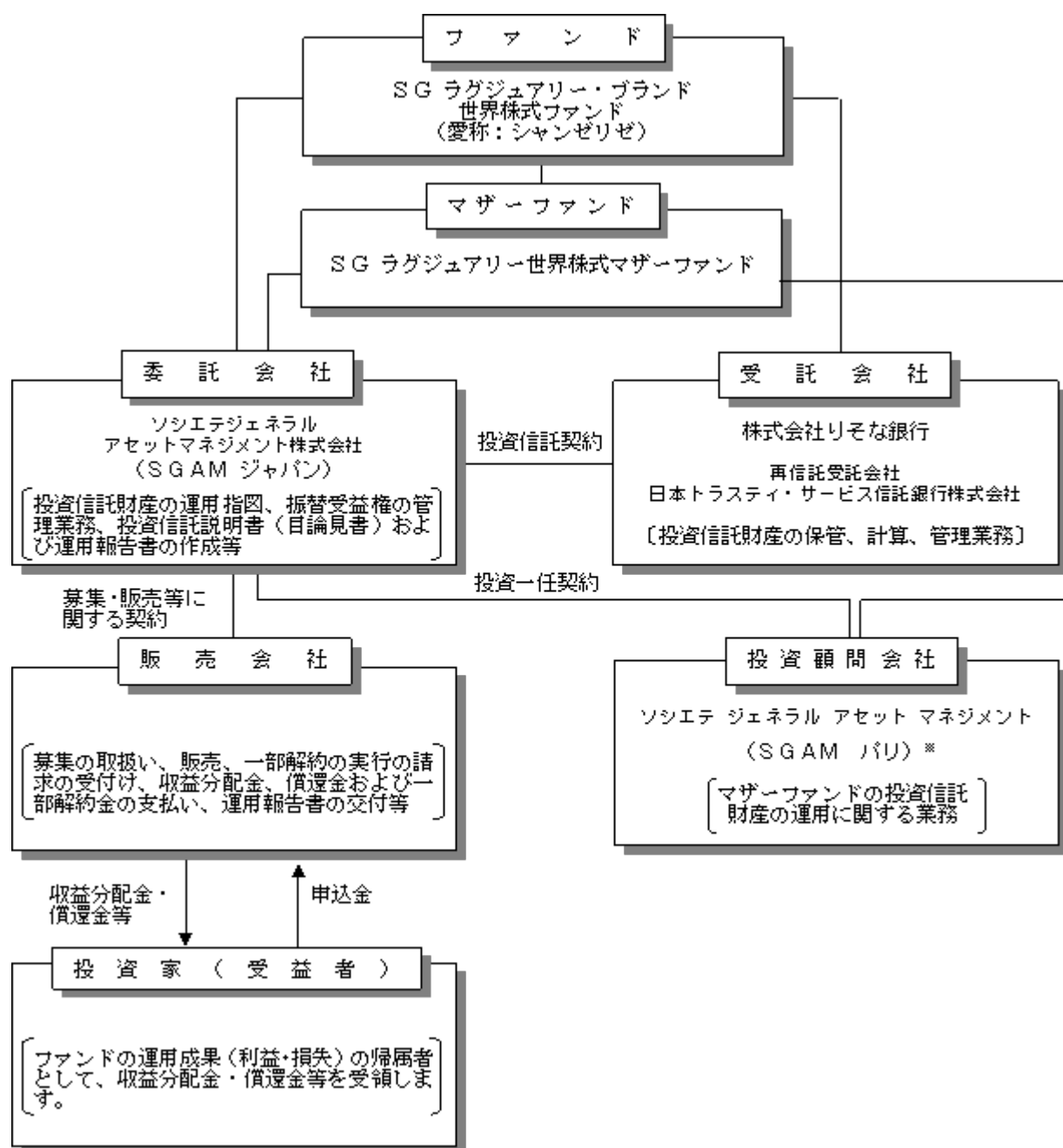
(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組みは、以下の通りです。



ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。

ファンドの関係法人



《各契約の概要》

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
投資信託契約 (証券投資信託にかかる投資信託契約 (投資信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約
投資一任契約	委託会社と投資顧問会社の間で締結する、委託会社から運用指図権限の全部または一部を投資顧問会社に委託するための契約

※**ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント（以下「SGAM パリ」という場合があります。）**はマザーファンドの投資顧問会社です。**SGAM パリ**は「投資信託及び投資法人に関する法律施行令」第2条第1号の規定、および「金融商品取引法施行令」第16条の12第2号の規定により「外国の法令に準拠して設立された法人で外国において投資運用業を行う者」に該当し、委託会社はマザーファンドの運用指図の権限を委託します。

委託会社の概況

名 称 等	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社（金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第350号）			
資本の額	12億円			
会 社 の 治 革	昭和46年11月22日	山一投資カウンセリング株式会社設立		
	昭和55年 1月 4日	山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更		
	平成10年 1月28日	ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社（現SGAMノースパシフィック（株））が主要株主となる		
	平成10年 4月 1日	山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成10年11月30日	証券投資信託委託会社の免許取得		
	平成16年 8月 1日	りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成19年 9月30日	金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う		
大 株 主 の 状 況	名 称	住 所	所有株式数	比率
	SGAMノースパシフィック（株）	東京都中央区日本橋兜町5番1号	2,400,000株	100%

（本書提出作成日現在）

ソシエテ ジェネラル グループの表記について

本書においてソシエテ ジェネラル アセット マネジメントを「**SGAM**」と表示することがあります。ファンドの関係法人またはグループ会社の名称として以下のように表示することがあります。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

SGAM

（本社・フランス パリ）

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

SGAM ジャパン

（本社・日本 東京）

2【投資方針】

(1)【投資方針】**① 運用方針**

この投資信託は、中長期的な投資信託財産の成長をはかることを目標として運用を行います。

② 投資態度

(イ) 主として「S G ラグジュアリー世界株式マザーファンド」（以下「マザーファンドという場合があります。」）を投資対象とします。マザーファンドへ投資することにより、実質的に世界の株式に分散投資を行います。このほか、株式に直接投資することがあります。

(ロ) 非株式（株式以外の資産）への実質投資割合（親投資信託を通じての投資を含む投資の割合をいいます。以下同じ。）は、投資信託財産の純資産総額の50%以下とすることを基本とします。

(ハ) 株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

(ニ) 原則として実質的に組み入れる外貨建資産の為替ヘッジは行いません。

ただし、資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(2)【投資対象】**① 投資の対象とする資産の種類**

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）にかかる権利のうち、次に掲げる権利

(1)有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利

(2)有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利

(3)有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利

(4)外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引にかかる権利

(5)有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）にかかる権利

(6)有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。）にかかる権利

(7)有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）にかかる権利

(8)金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）にかかる権利

(9)金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 投資対象とする有価証券

ファンドは、主として「S G ラグジュアリー世界株式マザーファンド」に投資するほか、次の有

価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- (1) 株券または新株引受権証書
- (2) 国債証券
- (3) 地方債証券
- (4) 特別の法律により法人が発行する債券
- (5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- (6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- (7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- (8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- (9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含みます。）または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- (10) コマーシャル・ペーパー
- (11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
- (12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- (13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- (14) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- (15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- (16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
- (17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- (18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- (20) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- (21) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、(1)の証券または証書、(12)ならびに(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券および(12)ならびに(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (1) 預金
- (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (3) コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形
- (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (6) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

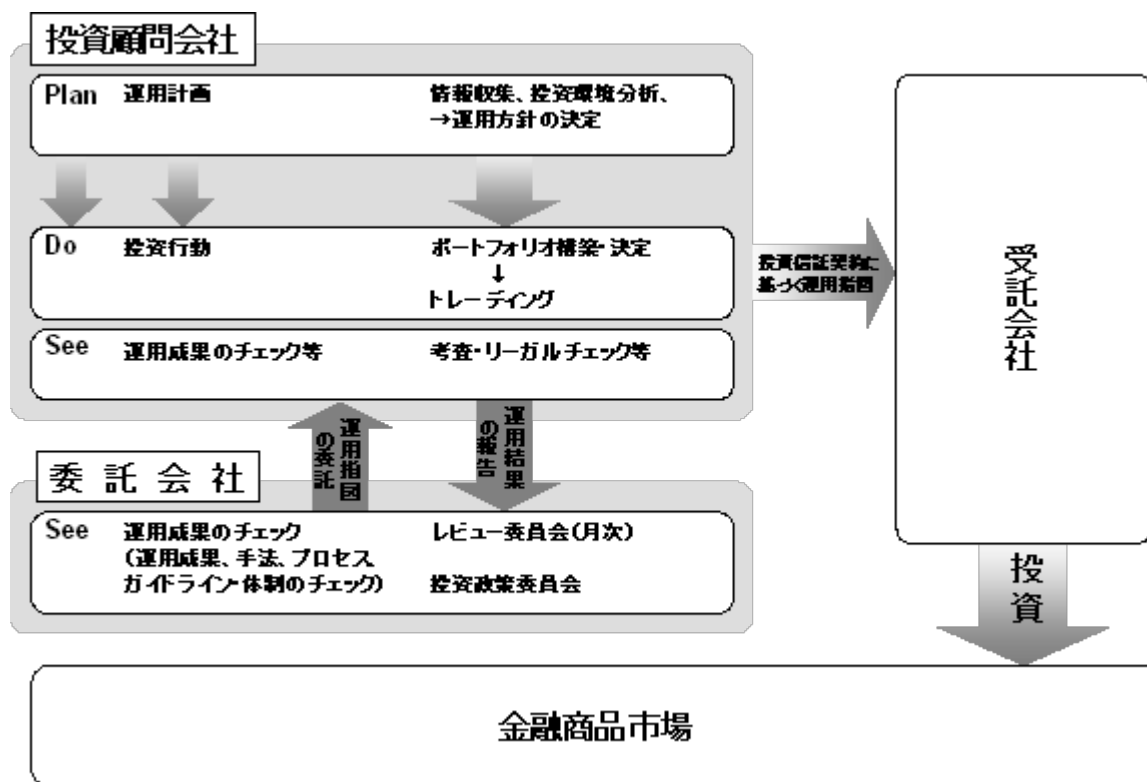
前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、前項（１）から（６）までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ その他

- (a) 信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
- (b) わが国の金融商品取引所（本書において、金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。）における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含まれるものとします。
- (c) わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことができます。
- (d) わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。
- (e) スワップ取引を行うことができます。なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
- (f) 金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことができます。なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
- (g) 投資信託財産に属する株式および公社債を貸付けることができます。なお、必要と認めたときは、担保の受入れを行うものとします。
- (h) 一部解約金の支払資金に不足額が生じたときは、資金借入れをすることができます。
- (i) 公社債の借入れを行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは担保の提供を行うものとします。
- (j) 投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない公社債を売付けることができます。

(3) 【運用体制】

マザーファンドの投資顧問会社をソシエテ ジェネラル アセット マネジメント（パリ）とし、委託会社は運用指図の権限の全部または一部を委託します。ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント（パリ）は、グループの主要な運用拠点のひとつです。ロサンゼルス、東京、シンガポール等、グローバルに展開される各運用拠点との連携の下、企業調査チーム、マクロ経済アナリストチーム等による綿密な調査体制を活かしたチーム体制による運用を行います。



ファンドの運用組織は以下のとおりとなっております。

運用計画・・・・・・・・投資顧問契約により権限を委託された投資顧問会社(2名程度)

投資行動・・・・・・・・投資顧問会社(2名程度)

運用成果のチェック・・投資顧問会社、委託会社のレビュー委員会（7名以上）

投資政策委員会(3名以上)

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・証券投資信託の運用に関する規則
- ・内部管理体制に関する規程
- ・サービス規程（ファンド・マネージャー用）
- ・クレジット委員会運用規定
- ・証券先物取引に関する社内基準
- ・各種業務マニュアル
- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・リスク管理規則

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

投資顧問会社・・定期的に運用報告を受け取り、必要に応じてレビューミーティング

※上記は本書作成日現在の運用体制です。運用体制は変更されることがあります。

(4)【配分方針】

① 収益配分方針

毎決算時（年4回、2月、5月、8月、11月の原則20日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

(a) 分配対象額

繰越分も含めた経費控除後の配当等収益^{※1}（マザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち、投資信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益^{※2}等の全額とします。

(b) 分配対象額についての配分方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、運用状況等を勘案して決定します。ただ

し、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

(c) 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※ 1 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。

※ 2 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額をいいます。

② 収益の分配

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (a) 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の収益分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

③ 収益分配金の交付

「分配金受取りコース」をお申込みの場合は、収益分配金は決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。なお、「分配金受取りコース」の受益者が、支払い開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

(5) 【投資制限】

① 投資信託約款に基づく投資制限

- (イ) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。
- (ロ) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- (ハ) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (ニ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (ホ) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (ヘ) 投資信託証券（マザーファンドを除く）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (ト) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うもの

とします。有価証券等の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。有価証券等の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

- (チ) スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (リ) 金利先渡し取引および為替先渡し取引については、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ヌ) 投資信託財産に属する株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。また、公社債の貸付けは貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (ル) 投資信託財産に属さない公社債を売付ける場合、当該売付けの決済については、公社債（投資信託財産により借入れた公社債を含みます）の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。ただし、当該売付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ヲ) 公社債を借入れる場合、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

② 法令等に基づく主な投資制限

投資信託及び投資法人に関する法律、金融商品取引法等により、次に掲げる取引は制限されます。

(イ) 同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において議決をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

(ロ) デリバティブ取引にかかる投資制限

投資信託委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ投資信託委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

<参考情報>

SG ラグジュアリー世界株式マザーファンドについて

1 運用の基本方針

主として、世界の株式への投資を行うことにより、中長期的な投資信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

2 投資方針

(1) 投資対象

世界の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として、質の高いブランド・ラグジュアリー商品やサービスを提供するグローバル企業の株式への投資を行います。
- ② ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント（パリ）にファンドの外貨建資産の運用指図に関する権限を委託します。
- ③ 非株式（株式以外の資産）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の50%以下とするこ

とを基本とします。

④ 株式の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

⑤ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

3 投資対象

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）にかかる権利のうち、次に掲げる権利

- (1) 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (2) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (3) 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (4) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引にかかる権利
- (5) 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (6) 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (7) 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (8) 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）にかかる権利
- (9) 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 運用の指図範囲

主として次の有価証券に投資することを指図します。

- (1) 株券または新株引受権証書
- (2) 国債証券
- (3) 地方債証券
- (4) 特別の法律により法人が発行する債券
- (5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- (6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- (7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- (8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定める

ものをいいます。）

(9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含みます。）または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

(10) コマーシャル・ペーパー

(11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券

(12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

(13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

(14) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

(15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

(16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）

(17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

(18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

(19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

(20) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

(21) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、(1)の証券または証書、(12)ならびに(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券および(12)ならびに(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

(1) 預金

(2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

(3) コール・ローン

(4) 手形割引市場において売買される手形

(5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

(6) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④ 前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、前項(1)から(6)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

⑤ 法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

4 投資制限

投資信託約款に基づく投資制限

(a) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

(b) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

(c) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

- (d) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (e) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (f) 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (g) 有価証券等の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。有価証券等の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。有価証券等の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- (h) スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。また、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (i) 投資信託財産に属する株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。また、公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として世界各国の株式など値動きのある有価証券に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、ファンドは、金融機関の預金[※]と異なり、投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。すなわち、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。このように、投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

※ 預金保険で保護される預金は、保護対象預金のみでかつ定額保護となります。

ファンドの主なリスクは次のとおりです。主に、株式に投資するリスクは①から③、外貨建資産に投資するリスクは④および⑤、マザーファンドを通して運用するファミリーファンド方式の影響は⑥となります。なお、これらはすべてのリスクを網羅したものではなく、記載以外のリスクも存在します。

① 価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受け、ファンドの基準価額が下がる要因となります。また、株価指数先物取引等については、買建てを行いその先物指数等が下落した場合や、売建てを行いその先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

② 信用リスク

株式の発行会社が倒産した場合または発行会社の倒産が予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、株価が下落することがあります（ゼロになる場合もあります。）。これらの影響を受け、ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

③ 流動性リスク

短期間で大量の解約があった場合または大口の解約を受けた場合、解約資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果、市場にインパクトを与えることがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。また、投資対象の市場環境の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

④ カントリーリスク

海外市場に投資する場合、当該市場が存在する国の社会情勢または国際情勢の変化により、金融市場または証券市場が不安定になったり、混乱したりすることがあります。規制や混乱により期待される価格で売買できないといった場合には、ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

⑤ 為替変動リスク

外貨建資産を保有する場合、為替レートの変動により当該外貨建資産の円換算価格が変動します。当該外貨建資産の表示通貨での資産価格が変わらなくても、投資している国・地域の通貨に対して円高の場合、当該資産の円換算価格が下落するため、ファンドの基準価額の下落要因となります。当ファンドは、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジを原則として行いません。そのため、外貨建資産は為替レートの変動の影響を直接受けます。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

⑥ ファミリーファンド方式による影響

ファミリーファンド方式では、複数のベビーファンドが同一マザーファンドに投資する可能性があるため、当ファンドが他のベビーファンドによる設定・解約の影響を受け、基準価額が変動する場合があります。

投資信託と預貯金者・投資者等保護制度との関係について

投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(2) その他の留意点

① ファンドの繰上償還

ファンドは、投資信託財産の純資産総額が10 億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

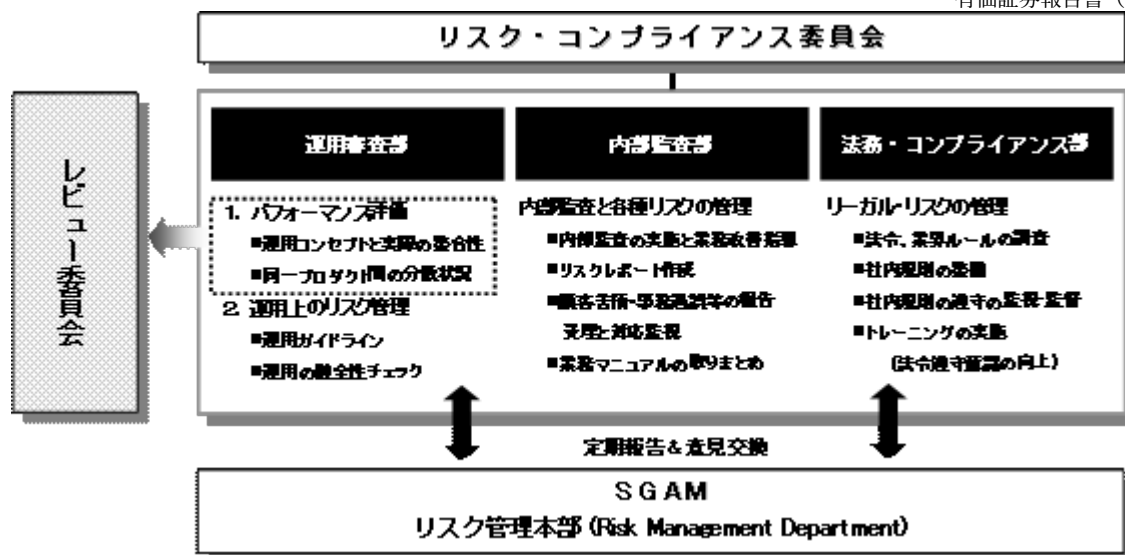
② 解約の中止

一部解約の実行の請求の1日あたりの合計額が純資産総額の10%を超える場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情が発生したときは、解約請求の受け付けが制限または中止されることおよびすでに受け付けた申込みを取り消すことがあります。

(3) 委託会社のリスク管理について

ファンドのリスク管理として、運用の基本方針に沿った資産構成になっているか、あるいは適切な投資行動となっているかを検証しています。また、レビュー委員会において、ファンド特性をふまえたパフォーマンス評価・検討を行っています。

委託会社のリスク管理体制



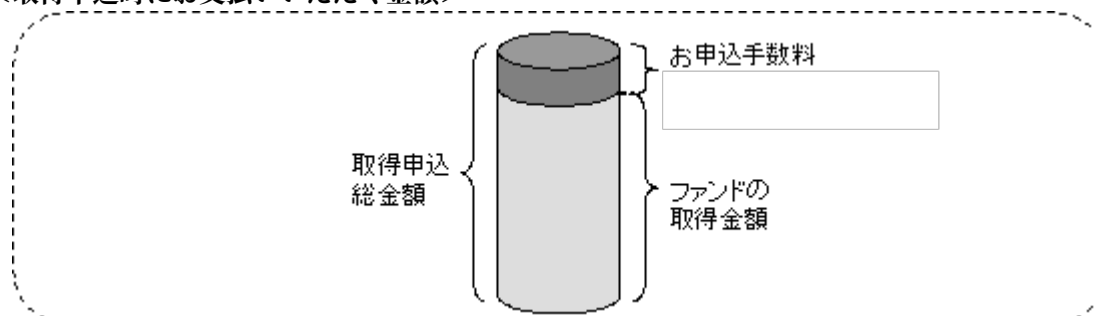
※上記は本書提出日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の1口当たりの基準価額に、取得口数を乗じて得た額に、販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。なお、本書作成日現在、この申込手数料率は3.15%（税抜き3.0%）が上限となっております。

＜取得申込時にお支払いいただく金額＞



販売会社が独自に定める申込手数料率についての詳細は、販売会社（下記、お問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前9時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: www.sgam.co.jp

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率1.575%（税抜き1.5%）を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。信託報酬の配分は以下の通りとします。

(単位：%)

ファンドの純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	0.7665 (税抜き0.73)	0.7350 (税抜き0.70)	0.0735 (税抜き0.07)
100億円超、200億円以下の部分	0.7140 (税抜き0.68)	0.7875 (税抜き0.75)	0.0735 (税抜き0.07)
200億円超の部分	0.6615 (税抜き0.63)	0.8400 (税抜き0.80)	0.0735 (税抜き0.07)

- ② 信託報酬は、毎計算期間末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁します。委託会社の報酬には、S G A M パリへの投資顧問報酬（委託会社の信託報酬の配分のうち0.365%以内）が含まれています。なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん投資信託財産から収受した後、販売会社ごとの純資産総額に応じて支払います。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
- ② 委託会社は、前記①に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。この場合、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中にあらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ③ 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

(5) 【課税上の取扱い】

- ① 個人の受益者に対する課税
- 収益分配金のうち課税扱い（配当所得）となる普通分配金における源泉徴収の税率は、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となり、原則として、確定申告は不要です。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。
 - 解約時および償還時における差益は譲渡所得とみなして課税され、税率は、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）となり（特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります。）、平成24年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。
 - ※ 確定申告により、申告分離課税を選択した場合、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と上場株式等の譲渡損益との損益通算をすることが可能です。
 - ※ ファンドは、配当控除は適用されません。
- ② 法人の受益者に対する課税
- 法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約請求時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税）、平成24年1月1日からは15%（所得税）の税率で源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。
 - ※ ファンドは、益金不算入制度は適用されません。
- ③ 個別元本について
- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。

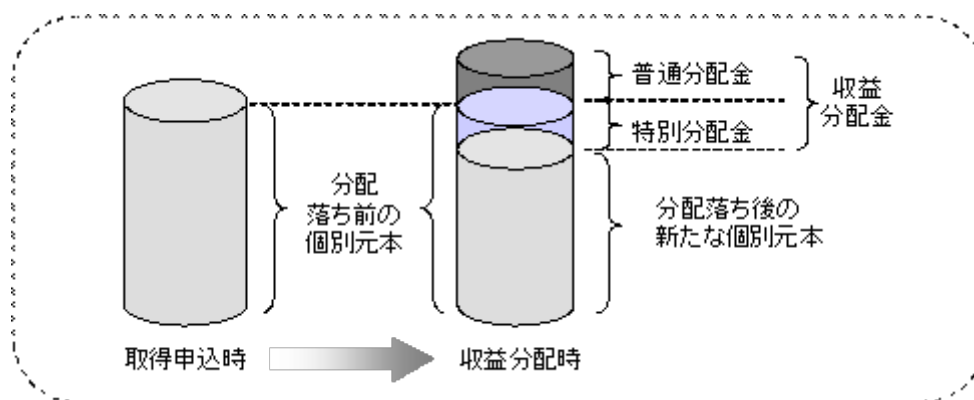
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 振替受益権については振替受益権ごとに、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は支店等ごとに、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」とがあり、両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金[※]を控除した額が、その後の個別元本となります。

※「特別分配金」については、下記「④収益分配金の課税について」をご参照ください。

④ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、収益分配金から前記特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



※ 上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

- ◇ 税法が改正された場合等には、上記「(5) 課税上の取扱い」の他、本書における税制等に関する記載内容が変更されることがあります。
- ◇ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(平成21年9月末日現在)

資産の種類	国名	時価評価額 (円)	投資比率 (%)
S G ラグジュアリー世界株式マザーファンド受益証券	日本	419,499,070	99.65
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		1,481,897	0.35
合計（純資産総額）		420,980,967	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価評価額の比率をいいます。

《参考》

S G ラグジュアリー世界株式マザーファンドの投資状況

(平成21年9月末日現在)

資産の種類	国名	時価評価額〈円〉	投資比率 (%)
株式	フランス	132,643,695	31.62
	アメリカ	128,100,705	30.54
	スイス	71,336,785	17.01
	ドイツ	33,731,509	8.04
	イタリア	19,092,225	4.55
	イギリス	16,928,589	4.04
	小 計	401,833,508	95.79
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		17,656,757	4.21
合計（純資産総額）		419,490,265	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

(平成21年9月末日現在)

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 (円)		時価評価額 (円)		投資 比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
日本	親投資信託 受益証券	S G ラグジュアリー世界株 式マザーファンド	642,319,814	0.6162	395,797,470	0.6531	419,499,070	99.65

(注1) 全1銘柄

(注2) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価評価額の比率をいいます。

(注3) 投資信託受益証券の単価は、1口当たりの価額です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

《参考》

① S G ラグジュアリー世界株式マザーファンドの投資資産

地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	簿価 (円)		評価額 (円)		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
アメリカ	株式	NIKE INC -CL B	耐久消費財・ アパレル	7,767	5,108.59	39,678,436	5,420.71	42,102,723	10.04
フランス	株式	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SA	耐久消費財・ アパレル	4,487	8,339.19	37,417,959	9,103.16	40,845,920	9.74
アメリカ	株式	COACH INC	耐久消費財・ アパレル	12,974	2,541.21	32,969,732	2,984.14	38,716,320	9.23
スイス	株式	COMPAGNIE FINANCIERE RICHEMONT SA	耐久消費財・ アパレル	12,989	2,428.06	31,538,190	2,555.22	33,189,760	7.91
アメリカ	株式	VF CORP	耐久消費財・ アパレル	3,116	5,969.19	18,600,013	6,603.37	20,576,107	4.91
フランス	株式	CHRISTIAN DIOR SA	耐久消費財・ アパレル	2,266	7,996.72	18,120,570	8,912.17	20,194,989	4.81
スイス	株式	SWATCH GROUP AG	耐久消費財・ アパレル	964	19,635.31	18,928,440	20,901.59	20,149,142	4.80
ドイツ	株式	ADIDAS AG	耐久消費財・ アパレル	4,248	4,238.74	18,006,208	4,730.06	20,093,316	4.79
フランス	株式	HERMES INTERNATIONAL	耐久消費財・ アパレル	1,350	13,106.14	17,693,289	13,251.03	17,888,893	4.26
イギリス	株式	DIAGEO PLC	食品・飲料・ タバコ	12,155	1,357.42	16,499,464	1,392.72	16,928,589	4.04
フランス	株式	ESSILOR INTERNATIONAL SA	ヘルスケア機器 ・サービス	3,037	4,931.45	14,976,815	5,087.02	15,449,299	3.68
アメリカ	株式	POLO RALPH LAUREN CORP	耐久消費財・ アパレル	2,115	6,058.50	12,813,735	6,980.44	14,763,651	3.52
イタリア	株式	LUXOTTICA GROUP SPA	耐久消費財・ アパレル	5,981	2,272.62	13,592,570	2,351.34	14,063,388	3.35
フランス	株式	ACCOR SA	消費者サービス	1,816	4,200.55	7,628,200	4,998.11	9,076,577	2.16
フランス	株式	PERNOD-RICARD SA	食品・飲料・ タバコ	1,216	6,915.29	8,409,004	7,074.68	8,602,812	2.05
ドイツ	株式	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	自動車・自動車 部品	1,901	4,125.47	7,842,519	4,436.32	8,433,462	2.01
フランス	株式	BENETEAU SA	耐久消費財・ アパレル	4,726	1,340.90	6,337,138	1,574.71	7,442,091	1.77
スイス	株式	JULIUS BAER HOLDING AG	各種金融	1,659	4,199.47	6,966,936	4,472.07	7,419,166	1.77
スイス	株式	SONOVA HOLDING AG	ヘルスケア機器 ・サービス	763	8,064.53	6,153,239	9,196.70	7,017,085	1.67
アメリカ	株式	TIFFANY & CO	小売	2,015	2,703.59	5,447,741	3,457.74	6,967,364	1.66
フランス	株式	L'OREAL SA	家庭用品・パー ソナル用品	674	7,778.06	5,242,416	8,949.05	6,031,664	1.44
ドイツ	株式	DAIMLER AG	自動車・自動車 部品	1,152	4,329.91	4,988,063	4,517.99	5,204,731	1.24

フランス	株式	REMY COINTREAU SA	食品・飲料・ タバコ	1,250	3,523.50	4,404,387	3,775.75	4,719,692	1.13
スイス	株式	NOBEL BIO CARE HOLDING AG	ヘルスケア機器 ・サービス	1,200	2,673.66	3,208,395	2,968.02	3,561,632	0.85
アメリカ	株式	PHILLIPS-VAN HEUSEN CORP	耐久消費財・ アパレル	700	3,321.14	2,324,804	3,887.14	2,721,004	0.65
イタリア	株式	BULGARI SPA	耐久消費財・ アパレル	3,585	656.80	2,354,643	703.91	2,523,523	0.60
イタリア	株式	TOD'S SPA	耐久消費財・ アパレル	405	5,381.93	2,179,682	6,185.96	2,505,314	0.60
フランス	株式	PPR	小売	214	10,228.05	2,188,804	11,176.43	2,391,758	0.57
アメリカ	株式	CALLAWAY GOLF CO	耐久消費財・ アパレル	3,300	586.36	1,935,004	682.88	2,253,536	0.54

（注）上位29銘柄

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率であります。

業種別投資比率

業種	投資比率（％）
耐久消費財・アパレル	71.52
食品・飲料・タバコ	7.21
ヘルスケア機器・サービス	6.20
自動車・自動車部品	3.25
小売	2.23
消費者サービス	2.16
各種金融	1.77
家庭用品・パーソナル用品	1.44
合 計	95.79

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種の時価評価額の比率をいいます。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

資産の種類		通貨	数量	帳簿価額 (円)	時価評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	ユーロ	11,689.79	1,538,497	1,539,661	0.37
	売建	スイスフラン	17,665.60	1,538,497	1,538,319	△0.37

（注1）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価評価額の比率をいいます。

（注2）原則として、対顧客先物売買相場の仲値により評価しています。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (百万円)	1万口当たり基準価額 (円)
第1特定期間末 (平成20年 2月20日)	885 (885)	8,495 (8,495)
第2特定期間末 (平成20年 8月20日)	767 (767)	7,893 (7,893)
第3特定期間末 (平成21年 2月20日)	314 (314)	3,947 (3,947)
第4特定期間末 (平成21年 8月20日)	421 (421)	5,987 (5,987)
平成20年 9月末	592	6,661
10月末	436	4,924
11月末	377	4,319
12月末	370	4,480
平成21年 1月末	317	3,845
2月末	307	3,961
3月末	316	4,273
4月末	375	5,099
5月末	393	5,368
6月末	383	5,374
7月末	415	5,937
8月末	433	6,163
9月末	420	6,329

(注) カッコ内の数字は分配付きの金額を表しています。

② 【分配の推移】

	1万口当たり分配金(税引前) (円)
第1特定期間(平成19年8月31日～平成20年2月20日)	0
第2特定期間(平成20年2月21日～平成20年8月20日)	0
第3特定期間(平成20年8月21日～平成21年2月20日)	0
第4特定期間(平成21年2月21日～平成21年8月20日)	0

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1特定期間(平成19年8月31日～平成20年2月20日)	△15.05
第2特定期間(平成20年2月21日～平成20年8月20日)	△7.09
第3特定期間(平成20年8月21日～平成21年2月20日)	△49.99
第4特定期間(平成21年2月21日～平成21年8月20日)	51.68

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。第1特定期間の場合は当該期間の期首の基準価額(当初1万口当たり10,000円)。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期間末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成19年8月31日 ファンドの投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ただし、ユーロネクスト（パリ）証券取引所の休場日、またはフランスの休日の場合のお申込みは受け付けません。取得申込みを行う取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。取得申込みの受付は、販売会社所定の時限までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
- (2) ファンドの価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先：フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

（わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前9時から正午まで）

インターネットでのお問い合わせ先：ホームページアドレス：www.sgan.co.jp

- (3) 最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「分配金再投資コース」※と「分配金受取りコース」とがあります。また、各申込コースとも販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社へお問い合わせください。

※ 「分配金再投資コース」とは、収益分配金を税引き後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。

また、販売会社により「定時定額購入コース」等を取り扱う場合があります。詳しくは販売会社（販売会社については前記(2)のお問い合わせ先にご照会ください。）へお問い合わせください。

- (4) 取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。
- (5) 委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 換金の請求を行う受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める解約単位をもって一部解約の実行の請求（以下、「解約請

求」といいます。)を行うことで換金ができます。解約請求は、振替受益権をもって行うものとします。ただし、ユーロネクスト（パリ）証券取引所の休場日、またはフランスの休日の場合の解約請求は受け付けません。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの投資信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求の申込みの受付は、販売会社所定の時限までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。解約請求に関する詳細については販売会社にお問い合わせください。

- (2) 解約の価額は、解約請求の申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。なお、解約代金は受益者の解約請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。なお、換金（解約）手数料はありません。
- (3) 受益者が、換金にかかる解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (4) 委託会社は、解約請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。
- (5) 委託会社は、金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた請求を取り消すことができます。
- (6) 前記(5)により投資信託契約の一部解約の実行が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該一部解約の実行の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして前記(2)の規定に準じて算出した価額とします。
- (7) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。

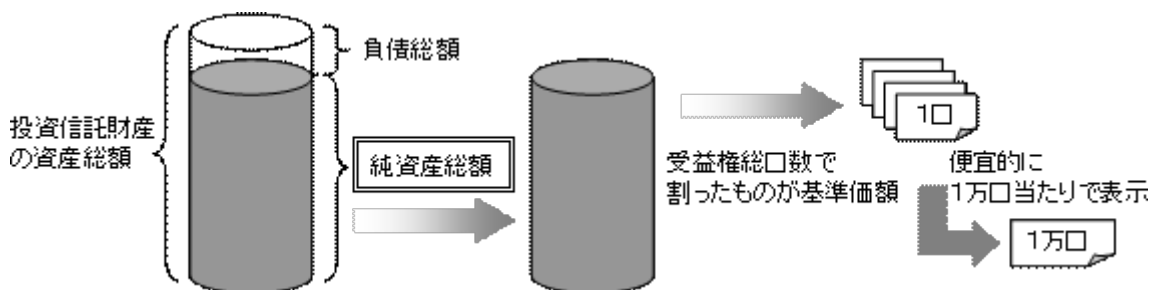
第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

①基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。



②基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日算出され、販売会社または委託会社にお問い合わせることにより知ることができます。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先：フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前9時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先：ホームページアドレス：www.sga.co.jp

基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。(朝刊のオープン基準価格欄「SGアセット」にて「シャンゼ」の略称で掲載されます。)なお、基準価額は1万口当たりで表示されます。

③追加信託金の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金^{※1}は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等^{※2}に応じて計算されるものとします。

※1 「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※2 「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2)【保管】

保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間は、平成19年8月31日から無期限です。

ただし信託期間中に「(5) その他 ⑥ 信託の終了」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた後に、この投資信託契約を終了させることができます。詳細は「(5) その他 ⑥ 信託の終了」をご覧ください。

(4)【計算期間】

- ① この信託の計算期間は、原則として毎年2月21日から5月20日まで、5月21日から8月20日まで、8月21日から11月20日まで、11月21日から翌年2月20日までとします。
- ② 前記①にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

① 償還金

償還金は、信託終了日から後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目）までに販売会社でお支払いを開始します。

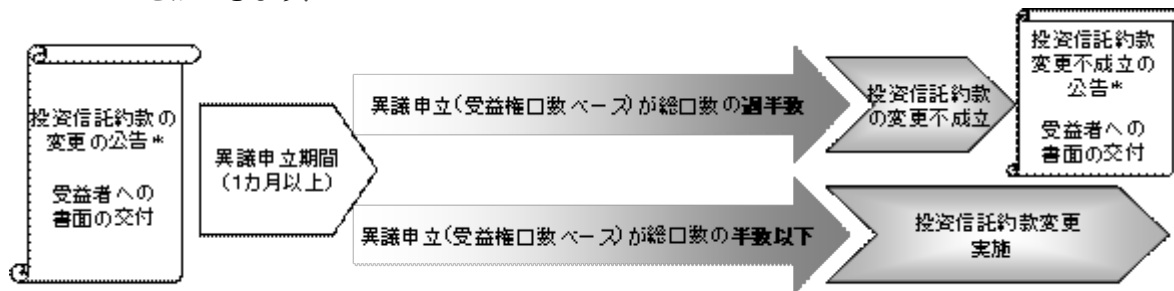
② 投資信託約款の変更

(イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託会社は、(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるす

すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (ハ) (ロ) の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) (ハ) の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、投資信託約款の変更をしません。委託会社は、この投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ホ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、(イ) から (ハ) の規定にしたがいます。
- (ヘ) (ハ) の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、指定販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

③ 関係法人との契約の更改等に関する手続

(イ) 販売会社との契約の更改等に関する手続

委託会社と販売会社の間で締結する販売契約において、当該契約書において定められた事項に変更の必要があると認められた場合、疑義を生じた場合、または当該契約に定めのない事項が生じたときは、その都度、委託会社と販売会社が協議のうえ、決定します。また、有効期間は当初1カ年とし、期間満了の3カ月前までに委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

(ロ) 投資一任契約の解除

投資一任契約の解除の必要が生じた場合は、90日前までにいずれかの事前通知によって行われます。

④ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「② 投資信託約款の変更」の(イ)から(ニ)の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

⑤ 運用報告書の作成

委託会社は、毎年2月および8月の計算期間の終了後および償還時に、当該期間の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社より送付します。

⑥ 信託の終了（投資信託契約の解約）

(イ) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- A. 投資信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき
- B. やむを得ない事情が発生したとき
- C. 投資信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数に基準価額を乗じて得られる純資産総額が10億円を下回ることとなった場合

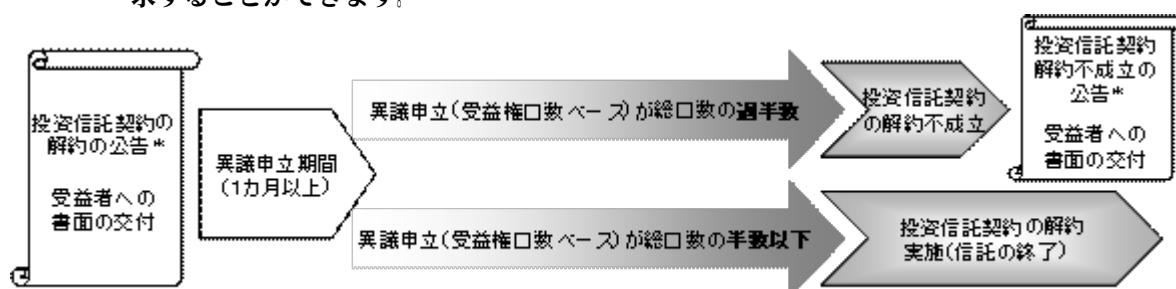
これらの場合、委託会社は、前述の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

そして、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、投資信託契約の解約をしません。

この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (ロ) (イ)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社の指定販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

- (ハ) 委託会社は、次の場合においては、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- A. 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
- B. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき
- C. 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

※監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記「② 投資信託約款の変更（二）」に該当する場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

- (二) 前記「④ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い」において委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑦ その他

- (イ) 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
- (ロ) ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書を毎年2月および8月の計算期間の終了後3カ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（EDINET）によって提出されており、同庁が提供するホームページ（<http://info.edinet-fsa.go.jp/>）にて閲覧することができます。
- (ハ) 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持分に応じて請求することができます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。なお、「分配金受取りコース」の受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的行います。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金請求権

受益者は償還金を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、委託会社の営業時間内において、当該受益者にかかる投資信託財産に関する書類の閲覧を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、前期（平成20年8月21日から平成21年2月20日まで）及び当期（平成21年2月21日から平成21年8月20日まで）については同内閣府令附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、前期（平成20年8月21日から平成21年2月20日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、当期（平成21年2月21日から平成21年8月20日まで）については同内閣府令附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則6ヶ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期（平成20年8月21日から平成21年2月20日まで）及び当期（平成21年2月21日から平成21年8月20日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

【S G ラグジュアリー・ブランド世界株式ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成21年 2 月20日現在)	当期 (平成21年 8 月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,674,679	8,945,543
親投資信託受益証券	309,693,411	414,786,103
未収利息	11	12
流動資産合計	318,368,101	423,731,658
資産合計	318,368,101	423,731,658
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,648,915	12,885
未払受託者報酬	64,354	73,163
未払委託者報酬	1,314,655	1,494,612
その他未払費用	183,750	183,750
流動負債合計	4,211,674	1,764,410
負債合計	4,211,674	1,764,410
純資産の部		
元本等		
元本	795,841,951	704,823,249
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△481,685,524	△282,856,001
（分配準備積立金）	5,654,744	9,460,000
元本等合計	314,156,427	421,967,248
純資産合計	314,156,427	421,967,248
負債純資産合計	318,368,101	423,731,658

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 平成20年 8 月21日 至 平成21年 2 月20日	当期 自 平成21年 2 月21日 至 平成21年 8 月20日
営業収益		
受取利息	11,617	1,326
有価証券売買等損益	△346,439,591	152,092,692
営業収益合計	△346,427,974	152,094,018
営業費用		
受託者報酬	169,426	134,382
委託者報酬	3,461,012	2,745,200
その他費用	367,500	367,500
営業費用合計	3,997,938	3,247,082
営業利益又は営業損失（△）	△350,425,912	148,846,936
経常利益又は経常損失（△）	△350,425,912	148,846,936
当期純利益又は当期純損失（△）	△350,425,912	148,846,936
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△5,811,264	1,818,618
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△204,898,955	△481,685,524
剰余金増加額又は欠損金減少額	71,963,004	57,036,682
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	71,963,004	57,036,682
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,134,925	5,235,477
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,134,925	5,235,477
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△481,685,524	△282,856,001

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	前 期 自 平成20年8月21日 至 平成21年2月20日	当 期 自 平成21年2月21日 至 平成21年8月20日
1.運用資産の評価基準及び 評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3.その他	当ファンドの特定期間は平成20年8 月21日から平成21年2月20日までと なっております。	当ファンドの特定期間は平成21年2 月21日から平成21年8月20日までと なっております。

(貸借対照表に関する注記)

前 期 (平成21年2月20日現在)	当 期 (平成21年8月20日現在)
1.特定期間の末日における受益権の総数 795,841,951口	1.特定期間の末日における受益権の総数 704,823,249口
2.投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定 する額 元本の欠損 481,685,524円	2.投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定 する額 元本の欠損 282,856,001円
3.特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.3947円 (10,000口当たり純資産額 3,947円)	3.特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.5987円 (10,000口当たり純資産額 5,987円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前 期 自 平成20年8月21日 至 平成21年2月20日	当 期 自 平成21年2月21日 至 平成21年8月20日
分配金の計算過程 (自 平成20年8月21日 至 平成20年11月20日) 該当事項はありません。	分配金の計算過程 (自 平成21年2月21日 至 平成21年5月20日) 該当事項はありません。
(自 平成20年11月21日 至 平成21年2月20日) 該当事項はありません。	(自 平成21年5月21日 至 平成21年8月20日) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

前期（自 平成20年8月21日 至 平成21年2月20日）

該当事項はありません。

当期（自 平成21年2月21日 至 平成21年8月20日）

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

前期（自 平成20年8月21日 至 平成21年2月20日）

該当事項はありません。

当期（自 平成21年2月21日 至 平成21年8月20日）

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

前期 自 平成20年8月21日 至 平成21年2月20日		当期 自 平成21年2月21日 至 平成21年8月20日	
期首元本額	972,620,716円	期首元本額	795,841,951円
期中追加設定元本額	8,849,247円	期中追加設定元本額	12,409,670円
期中一部解約元本額	185,628,012円	期中一部解約元本額	103,428,372円

2. 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種 類	前期 自 平成20年8月21日 至 平成21年2月20日		当期 自 平成21年2月21日 至 平成21年8月20日	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託 受益証券	309,693,411	13,249,329	414,786,103	49,879,341
合 計	309,693,411	13,249,329	414,786,103	49,879,341

3. デリバティブ取引関係

前期（自 平成20年8月21日 至 平成21年2月20日）

該当事項はありません。

当期（自 平成21年2月21日 至 平成21年8月20日）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成21年8月20日現在)

種類	銘柄	口 数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	S G ラグジュアリー世界株式マザーファンド	673,135,513	414,786,103	
小 計	銘柄数：1		414,786,103	
	組入時価比率：98.3%		100%	
合 計			414,786,103	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考

S G ラグジュアリー世界株式マザーファンド

当ファンドは「S G ラグジュアリー世界株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

1 「S G ラグジュアリー世界株式マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

対 象 年 月 日	(平成21年8月20日現在)
科 目	金 額
資産の部	
流動資産	
預金	17,863,819
コール・ローン	4,170,139
株式	388,750,728
未収入金	5,472,942
未収配当金	195,960
未収利息	5
流動資産合計	416,453,593
資産合計	416,453,593
負債の部	
流動負債	
未払金	1,688,402
流動負債合計	1,688,402
負債合計	1,688,402
純資産の部	
元本等	
元本	
元本	673,135,513
剰余金	
欠損金	258,370,322
純資産合計	414,765,191
負債・純資産合計	416,453,593

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	自 平成21年2月21日 至 平成21年8月20日
1.運用資産の評価基準及び 評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦 通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	(1)受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

(平成21年8月20日現在)	
1.期首	平成21年2月21日
期首元本額	774,814,640円
期首より平成21年8月20日までの期中追加設定元本額	－円
期首より平成21年8月20日までの期中一部解約元本額	101,679,127円
期末元本額	673,135,513円
期末元本額の内訳※	
S G ラグジュアリー・ブランド世界株式ファンド	673,135,513円
2.元本の欠損の額	258,370,322円
3.計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.6162円
(10,000口当たり純資産額)	6,162円)

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(平成21年8月20日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	CALLAWAY GOLF CO	3,300	6.50	21,450.00	
	COACH INC	13,274	28.17	373,928.58	
	NIKE INC -CL B	7,657	56.77	434,687.89	
	POLO RALPH LAUREN CORP	2,115	67.16	142,043.40	
	VF CORP	3,146	66.01	207,667.46	
	TIFFANY & CO	2,165	29.97	64,885.05	
小計	銘柄数：6			1,244,662.38	
	組入時価比率：28.3%		30.2%	(117,321,875)	
ユーロ	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	2,651	31.32	83,042.57	
	ADIDAS AG	4,538	32.18	146,032.84	
	BENETEAU SA	5,126	10.18	52,182.68	
	BULGARI SPA	3,585	4.98	17,876.13	
	CHRISTIAN DIOR SA	2,422	60.71	147,039.62	
	HERMES INTERNATIONAL	1,350	99.50	134,325.00	
	LUXOTTICA GROUP SPA	5,481	17.23	94,444.81	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SA	4,812	63.19	304,070.28	
	TOD'S SPA	405	40.85	16,547.85	
	ACCOR SA	1,916	31.89	61,110.82	
	PPR	214	77.65	16,617.10	
	PERNOD-RICARD SA	1,376	52.50	72,240.00	
	REMY COINTREAU SA	1,250	26.75	33,437.50	
	L'OREAL SA	774	59.05	45,704.70	
	ESSILOR INTERNATIONAL SA	3,037	37.43	113,674.91	
小計	銘柄数：15			1,338,346.81	
	組入時価比率：43.2%		46.1%	(179,325,089)	
英ポンド	DIAGEO PLC	12,455	9.42	117,388.37	
小計	銘柄数：1			117,388.37	
	組入時価比率：4.4%		4.7%	(18,291,455)	
スイスフラン	COMPAGNIE FINANCIERE RICHEMONT SA	15,062	27.88	419,928.56	
	SWATCH GROUP AG	999	225.00	224,775.00	
	NOBEL BIO CARE HOLDING AG	1,300	30.70	39,910.00	
	SONOVA HOLDING AG	763	92.60	70,653.80	
	JULIUS BAER HOLDING AG	1,659	48.22	79,996.98	
小計	銘柄数：5			835,264.34	
	組入時価比率：17.8%		19.0%	(73,812,309)	
合計				388,750,728	

				(388,750,728)	
--	--	--	--	---------------	--

(注) 1.通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

S G ラグジュアリー・ブランド世界株式ファンド

【純資産額計算書】

平成21年9月末日

	円
I 資産総額	423,614,419
II 負債総額	2,633,452
III 純資産総額（I－II）	420,980,967
IV 発行済数量（口）	665,158,180
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たりの純資産額）	0.6329 (6,329)

<参考>

S G ラグジュアリー世界株式マザーファンド 現況

純資産額計算書

平成21年9月末日

	円
I 資産総額	419,490,265
II 負債総額	—
III 純資産総額（I－II）	419,490,265
IV 発行済数量（口）	642,319,814
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たりの純資産額）	0.6531 (6,531)

第5【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）
第1 特定期間 （平成19年8月31日～平成20年2月20日）	1,089,616,925	47,068,388
第2 特定期間 （平成20年2月21日～平成20年8月20日）	16,937,035	86,864,856
第3 特定期間 （平成20年8月21日～平成21年2月20日）	8,849,247	185,628,012
第4 特定期間 （平成21年2月21日～平成21年8月20日）	12,409,670	103,428,372

（注1） 本邦外における設定および解約の実績はありません。

（注2） 第1 特定期間の設定数量は、当初申込期間中の設定数量を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本の額

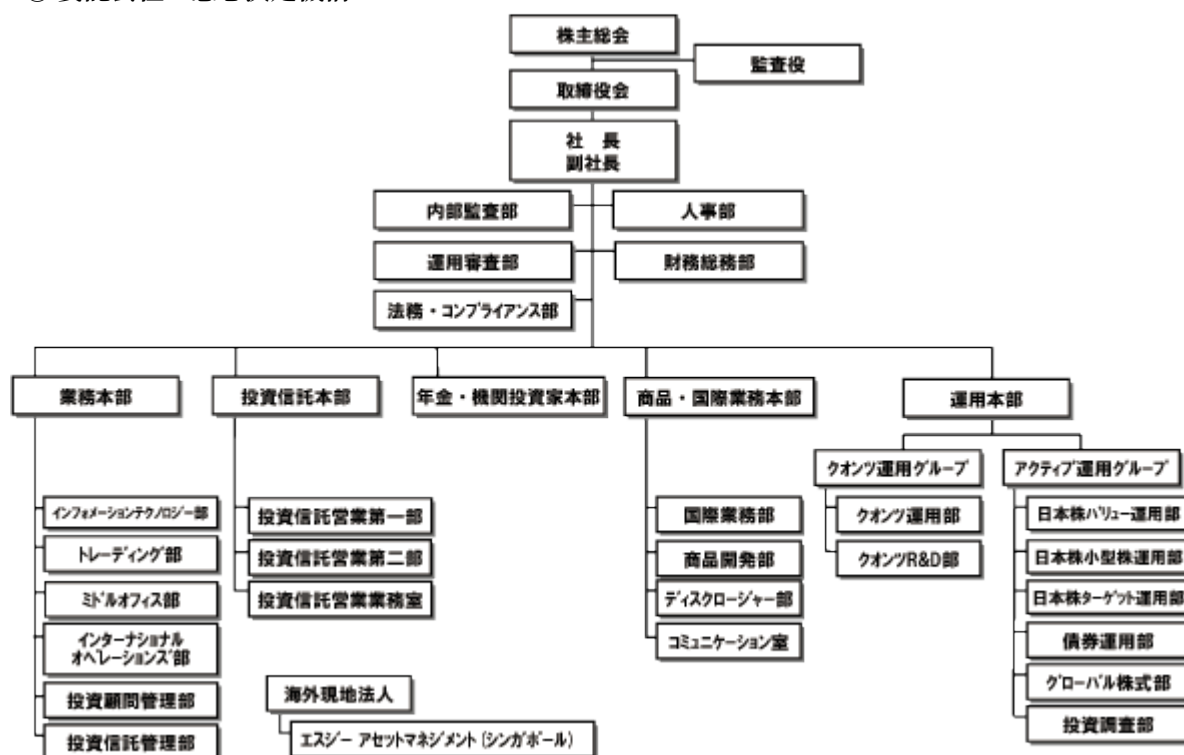
本書提出日現在

資本金の額 ：12億円
 発行株式総数 ：9,000,000株
 発行済株式総数 ：2,400,000株

過去5年間における資本の額の増減はありません。

(2) 委託会社の概況

① 委託会社の意思決定機構



当社の業務執行における最高機関である取締役会は10名以内の取締役で構成されています。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の過半数に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

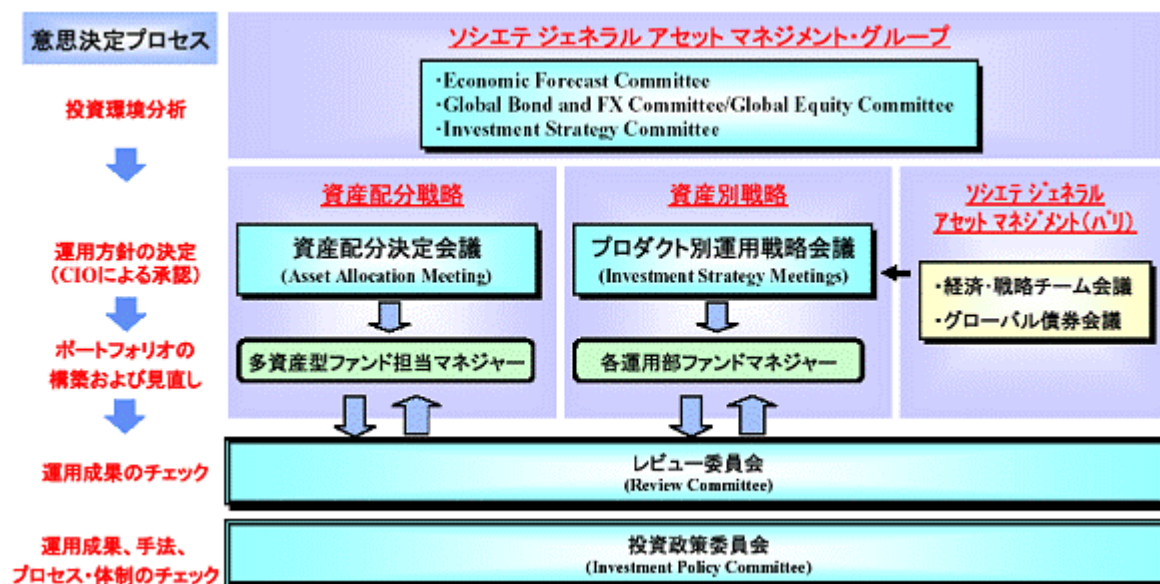
取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補充または増員により選任した取締役の任期は、前任者の残任期間と同一です。

取締役会は、取締役中より代表取締役数名を選任します。また、取締役中より会長、副会長および社長各1名、副社長3名以内、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。

取締役会は、社長が招集し、議長となります。社長に事故があるとき、または欠員の場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たります。取締役会は年に4回以上開催するものとします。取締役会の招集通知は7日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、この限りではありません。また取締役および監査役的全員の同意があるときは、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構



- ・ソシエテジェネラルアセットマネジメントグループで開催される「Economic Forecast Committee」で決定したマクロ見通しをベースに「Global Bond and FX Committee」「Global Equity Committee」を経て「Investment Strategy Committee」でグループの株式・債券見通し、および運用戦略を決定します。
- ・ソシエテジェネラルアセットマネジメントグループで決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、多資産型ファンド担当マネージャーは、各運用部のファンド・マネージャーにアロケーションの指示、また各運用部のファンド・マネージャーは、ポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるレビュー委員会において、資産配分戦略、各プロダクトにおける運用評価の結果を運用関係者にフィードバックします。また必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

2【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

委託会社であるソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

② 営業の概況

委託会社の運用する投資信託（公募）は平成21年9月末日現在、35本であり、その純資産総額の合計は2,550億円です。

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	4	4,296
単位型公社債投資信託	3	4,572
追加型株式投資信託 (うちファンド・オブ・ファンズ)	27 (5)	223,897 (73,861)
追加型公社債投資信託	1	22,244
合 計	35	255,009

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づき作成されております。

第27期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき作成しております。また、第28期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づき作成しております。

- (2) 財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して表示しております。

- (3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、財務諸表について監査法人トーマツの監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

期 別 科 目	第27期 (平成20年3月31日現在)			第28期 (平成21年3月31日現在)		
	金 額		構成比	金 額		構成比
	千円	千円	%	千円	千円	%
(資産の部)						
I 流動資産						
1 現金・預金		3,202,614			3,156,430	
2 有価証券		-			304,050	
3 前払費用		52,515			73,159	
4 未収還付法人税等		-			220,066	
5 未収入金		16,762			21,409	
6 未収委託者報酬 *1		458,802			361,039	
7 未収運用受託報酬 *1		724,358			520,720	
8 未収投資助言報酬 *1		114,984			32,635	
9 繰延税金資産		133,000			48,000	
10 立替金		55,448			18,097	
11 その他 *1		5,415			5,088	
12 貸倒引当金		-			△4	
流動資産計		4,763,898	63.7		4,760,688	69.2
II 固定資産						
1 有形固定資産						
(1) 建物 *2	106,464			97,726		
(2) 器具備品 *2	89,509			132,384		
有形固定資産計		195,973	2.6		230,109	3.3
2 無形固定資産						
(1) ソフトウェア	8,991			13,317		
(2) 電話加入権	2,219			2,219		
無形固定資産計		11,210	0.1		15,536	0.2
3 投資その他の資産						
(1) 投資有価証券	1,232,884			618,262		
(2) 関係会社株式	168,117			168,117		
(3) 関係会社長期貸付金 *1	850,000			850,000		
(4) 長期未収入金	-			9,000		
(5) 長期差入保証金	242,313			230,137		
(6) ゴルフ会員権	17,890			5,440		
(7) 繰延税金資産	3,000			1,000		
(8) 貸倒引当金	△10,040			△12,640		
投資その他の資産計		2,504,163	33.5		1,869,316	27.2
固定資産計		2,711,347	36.3		2,114,962	30.8
資産合計		7,475,245	100.0		6,875,650	100.0

期 別 科 目	第27期 (平成20年3月31日現在)			第28期 (平成21年3月31日現在)		
	金 額		構成比	金 額		構成比
(負債の部)	千円	千円	%	千円	千円	%
I 流動負債						
1 リース債務		-		11,731		
2 預り金 *1		218,812		180,159		
3 未払金						
(1)未払償還金	23,310			14,564		
(2)未払手数料 *1	286,778			219,436		
(3)その他未払金 *1	11,302	321,389		23,057	257,057	
4 未払費用 *1		397,015			161,982	
5 未払法人税等		380,285			-	
6 未払消費税等		22,291			9,336	
7 前受収益		110			167	
8 賞与引当金		111,000			87,177	
9 役員賞与引当金		17,700			15,578	
10 逸失利益補償損失引当金		50,000			-	
11 その他		7,756			7,387	
流動負債計		1,526,357	20.4		730,574	10.6
II 固定負債						
1 リース債務		-		9,733		
2 賞与引当金		6,718		3,293		
3 役員賞与引当金		6,970		3,417		
4 役員退職慰労引当金		21,760			-	
固定負債計		35,449	0.5		16,444	0.2
負債合計		1,561,806	20.9		747,018	10.9
(純資産の部)						
I 株主資本						
1 資本金		1,200,000	16.1	1,200,000		17.5
2 資本剰余金						
(1) 資本準備金	1,076,268			1,076,268		
資本剰余金計		1,076,268	14.4		1,076,268	15.7
3 利益剰余金						
(1) 利益準備金	110,093			110,093		
(2) その他利益剰余金						
別途積立金	1,600,000			1,600,000		
繰越利益剰余金	1,925,091			2,143,031		
利益剰余金計		3,635,184	48.6		3,853,124	56.0
株主資本計		5,911,452	79.1		6,129,392	89.1
II 評価・換算差額等						

1	その他有価証券評価差額金 評価・換算差額等計 純資産合計 負債・純資産合計	1,987	0.0	△761	△0.0
		1,987	0.0	△761	△0.0
		5,913,439	79.1	6,128,631	89.1
		7,475,245	100.0	6,875,650	100.0

(2)【損益計算書】

科 目	第27期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)			第28期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)		
	金 額		百分比	金 額		百分比
	千円	千円		千円	千円	
I 営業収益						
1 委託者報酬	2,805,185			2,690,051		
2 運用受託報酬	2,892,999			2,180,523		
3 投資助言報酬	346,425	6,044,609	100.0	235,867	5,106,441	100.0
II 営業費用						
1 支払手数料	1,414,304			1,343,455		
2 広告宣伝費	121,768			37,759		
3 公告費	1,731			5,544		
4 受益証券発行費	180			-		
5 調査費						
(1) 調査費	426,925			376,693		
(2) 委託調査費	248,367			174,969		
6 営業雑経費						
(1) 通信費	13,100			10,684		
(2) 印刷費	209,732			104,833		
(3) 協会費	724	2,436,832	40.3	8,675	2,062,613	40.4
III 一般管理費						
1 給料						
(1) 役員報酬	144,261			131,505		
(2) 給料・手当	1,564,340			1,598,540		
(3) 賞与	215,348			210,561		
(4) 役員賞与	29,720			1,100		
2 交際費	10,355			5,715		
3 旅費交通費	122,882			56,113		
4 租税公課	33,103			27,672		
5 不動産賃借料	223,834			219,017		
6 賞与引当金繰入	119,000			82,633		
7 役員賞与引当金繰入	26,000			12,161		
8 退職給付費用	49,801			45,921		
9 固定資産減価償却費	31,769			37,872		
10 福利厚生費	253,778			236,020		
11 諸経費	168,475	2,992,666	49.5	160,828	2,825,660	55.3
営業利益		615,111	10.2		218,168	4.3

IV 営業外収益						
1 受取配当金 *1	577,543			30		
2 有価証券利息	9,508			19,324		
3 受取利息 *1	11,908			14,801		
4 ゴルフ会員権売却益	-			107		
5 投資有価証券売却益	536			-		
6 投資信託監査報酬差益	24,608			28,560		
7 雑収入	1,863	625,966	10.4	2,378	65,199	1.3
V 営業外費用						
1 支払利息	-			53		
2 為替差損	28,478			36,422		
3 有価証券売却損	-			4,839		
4 ゴルフ会員権売却損	-			271		
5 雑損失	287	28,766	0.5	52	41,637	0.8
経常利益		1,212,311	20.1		241,731	4.7
VI 特別利益						
1 集団訴訟和解金 *2	-			4,592		
2 逸失利益補償損失引当金戻入益	-			17,932		
3 過年度償却債権取立益	-			5,169		
4 業務補助補償	61,996			-		
5 過年度計上未払費用訂正	12,321			-		
6 残余財産分配益	1,180			-		
7 分配金償還金時効益	47,915	123,412	2.0	7,729	35,422	0.7
VII 特別損失						
1 器具備品除却損	337			26		
2 逸失利益補償損失引当金繰入	50,000	50,337	0.8	-	26	0.0
税引前当期純利益		1,285,386	21.3		277,127	5.4
法人税、住民税及び事業税	538,091			20,953		
法人税、住民税及び事業税還付税額	12,036			52,965		
法人税、住民税及び事業税追徴税額	26,700			2,314		
法人税等調整額	△15,816	536,940	8.9	88,885	59,187	1.2
当期純利益		748,446	12.4		217,940	4.3

(3) 【株主資本等変動計算書】

第27期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	1,200,000
	当期末残高	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
資本剰余金合計	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	110,093
	当期末残高	110,093
その他利益剰余金		
別途積立金	前期末残高	1,000,000
	当期変動額 別途積立金の積立	600,000
	当期末残高	1,600,000
繰越利益剰余金	前期末残高	1,776,645
	当期変動額 別途積立金の積立	△600,000
	当期純利益	748,446
	当期末残高	1,925,091
利益剰余金合計	前期末残高	2,886,738
	当期変動額	748,446
	当期末残高	3,635,184
株主資本合計	前期末残高	5,163,006
	当期変動額	748,446
	当期末残高	5,911,452
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	797
	当期変動額（純額）	1,189
	当期末残高	1,987
純資産合計	前期末残高	5,163,803
	当期変動額	749,635
	当期末残高	5,913,439

第28期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	1,200,000
	当期末残高	1,200,000

資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
資本剰余金合計	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	110,093
	当期末残高	110,093
その他利益剰余金		
別途積立金	前期末残高	1,600,000
	当期末残高	1,600,000
繰越利益剰余金	前期末残高	1,925,091
	当期変動額 当期純利益	217,940
	当期末残高	2,143,031
利益剰余金合計	前期末残高	3,635,184
	当期変動額	217,940
	当期末残高	3,853,124
株主資本合計	前期末残高	5,911,452
	当期変動額	217,940
	当期末残高	6,129,392
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	1,987
	当期変動額（純額）	△2,747
	当期末残高	△761
純資産合計	前期末残高	5,913,439
	当期変動額	215,193
	当期末残高	6,128,631

重要な会計方針

	第27期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第28期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)								
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。	(1) 有価証券 子会社株式 同 左 その他有価証券 時価のあるもの 同 左 時価のないもの 同 左								
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table><tr><td>建物</td><td>15年～24年</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>2年～20年</td></tr></table> (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法を採用しております。 また、資産運用契約等については効果が及ぶと見込まれる期間（5年）で償却しております。	建物	15年～24年	器具備品	2年～20年	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table><tr><td>建物</td><td>15年～24年</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>4年～20年</td></tr></table> (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	建物	15年～24年	器具備品	4年～20年
建物	15年～24年									
器具備品	2年～20年									
建物	15年～24年									
器具備品	4年～20年									

3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。 当事業年度よりある条件を満たしたものに対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。 当事業年度よりある条件を満たしたものに対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該役員賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職に伴う慰労金の支給に備えるため、当期末において社内の規定に基づく支給見込額を計上しております。 (5) 逸失利益補償損失引当金 顧客の資金運用に係る逸失利益につき、当社の補償負担額を見込計上しております。	(1) 貸倒引当金 同 左 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たしたものに対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たしたものに対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該役員賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。 _____ _____
--------------------	--	--

4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	——
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。	消費税等 同 左

会計方針の変更

第27期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第28期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
当社は法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。	_____
_____	当事業年度から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。 なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

表示方法の変更

第27期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第28期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
(貸借対照表) 金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号））に伴い、前事業年度において、「未収投資顧問料」として表示した投資一任契約によって得た分については、当事業年度から「未収運用受託報酬」として表示し、投資助言契約によって得た分については、「未収投資助言報酬」として表示しております。 なお、前事業年度の「未収投資顧問料」に含まれる「未収運用受託報酬」は798,011千円、「未収投資助言報酬」は、85,449千円であります。 (損益計算書) 金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号））に伴い、前事業年度において、「投資顧問料」として表示されていた収益のうち、投資一任契約によって得た分については、当事業年度から「運用受託報酬」として表示し、投資助言契約によって得た分については、「投資助言報酬」として表示しております。 なお、前事業年度の「投資顧問料」に含まれる「運用受託報酬」は3,313,764千円、「投資助言報酬」は、245,200千円であります。	_____

[次へ](#)

注記事項

（貸借対照表関係）

第27期 (平成20年3月31日現在)	第28期 (平成21年3月31日現在)																																						
*1. 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。 <table> <tr><td>未収委託者報酬</td><td>39,094千円</td></tr> <tr><td>未収運用受託報酬</td><td>31,655千円</td></tr> <tr><td>未収投資助言報酬</td><td>75,675千円</td></tr> <tr><td>立替金</td><td>10,312千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>4,440千円</td></tr> <tr><td>関係会社長期貸付金</td><td>850,000千円</td></tr> <tr><td>預り金</td><td>898千円</td></tr> <tr><td>未払手数料</td><td>20,346千円</td></tr> <tr><td>その他未払金</td><td>5,172千円</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td>50,311千円</td></tr> </table>	未収委託者報酬	39,094千円	未収運用受託報酬	31,655千円	未収投資助言報酬	75,675千円	立替金	10,312千円	その他	4,440千円	関係会社長期貸付金	850,000千円	預り金	898千円	未払手数料	20,346千円	その他未払金	5,172千円	未払費用	50,311千円	*1. 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。 <table> <tr><td>未収委託者報酬</td><td>45,346千円</td></tr> <tr><td>未収運用受託報酬</td><td>33,616千円</td></tr> <tr><td>未収投資助言報酬</td><td>11,812千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>3,636千円</td></tr> <tr><td>関係会社長期貸付金</td><td>850,000千円</td></tr> <tr><td>預り金</td><td>898千円</td></tr> <tr><td>未払手数料</td><td>7,579千円</td></tr> <tr><td>その他未払金</td><td>5,254千円</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td>11,248千円</td></tr> </table>	未収委託者報酬	45,346千円	未収運用受託報酬	33,616千円	未収投資助言報酬	11,812千円	その他	3,636千円	関係会社長期貸付金	850,000千円	預り金	898千円	未払手数料	7,579千円	その他未払金	5,254千円	未払費用	11,248千円
未収委託者報酬	39,094千円																																						
未収運用受託報酬	31,655千円																																						
未収投資助言報酬	75,675千円																																						
立替金	10,312千円																																						
その他	4,440千円																																						
関係会社長期貸付金	850,000千円																																						
預り金	898千円																																						
未払手数料	20,346千円																																						
その他未払金	5,172千円																																						
未払費用	50,311千円																																						
未収委託者報酬	45,346千円																																						
未収運用受託報酬	33,616千円																																						
未収投資助言報酬	11,812千円																																						
その他	3,636千円																																						
関係会社長期貸付金	850,000千円																																						
預り金	898千円																																						
未払手数料	7,579千円																																						
その他未払金	5,254千円																																						
未払費用	11,248千円																																						
*2. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table> <tr><td>建物</td><td>57,897千円</td></tr> <tr><td>器具備品</td><td>37,490千円</td></tr> </table>	建物	57,897千円	器具備品	37,490千円	*2. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table> <tr><td>建物</td><td>66,636千円</td></tr> <tr><td>器具備品</td><td>57,790千円</td></tr> </table>	建物	66,636千円	器具備品	57,790千円																														
建物	57,897千円																																						
器具備品	37,490千円																																						
建物	66,636千円																																						
器具備品	57,790千円																																						
3. 金融機関に25,000千円の支払保証を委託しており、保証が実行された場合には、当社に同額の求償債務が生じることになります。	3. 金融機関に25,000千円の支払保証を委託しており、保証が実行された場合には、当社に同額の求償債務が生じることになります。																																						

（損益計算書関係）

第27期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第28期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)				
*1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりです。 <table> <tr><td>受取配当金</td><td>577,514千円</td></tr> </table>	受取配当金	577,514千円	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。 <table> <tr><td>受取利息</td><td>14,758千円</td></tr> </table>	受取利息	14,758千円
受取配当金	577,514千円				
受取利息	14,758千円				

*2.特別利益に含まれる業務補助補償 業務補助補償は、ソシエテジェネラルアセットマネジメント オルタナティブ インベストメントが日本における業務の推進を図るために当社が提供した役務に対する対価のうち、前事業年度以前に発生したもののについてソシエテジェネラルアセットマネジメント オルタナティブ インベストメントから支払われたものであります。なお、当事業年度に発生したもののについては、発生した費用と相殺しております。	*2 特別利益に含まれる集団訴訟和解金 集団訴訟和解金は、すでに償還済みのSGY外国株式マザーファンドで投資しておりました企業に関する集団訴訟が和解し、当該和解金を受領したものであります。
---	---

(株主資本等変動計算書関係)

第27期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

第28期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

(リース取引関係)

第27期 (自 平成19年4月 1 日 至 平成20年3月31 日)	第28期 (自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31 日)																												
(単位：千円) リース物件の所有権が借主に移転すると認められる ものの以外のファイナンス・リース取引 (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相 当額及び期末残高相当額 <table><tr><td></td><td>取得価額 相 当 額</td><td>減価償却 累 計 額 相 当 額</td><td>期末残高 相 当 額</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>29,911</td><td>20,854</td><td>9,057</td></tr><tr><td>ソフトウェア</td><td>1,565</td><td>1,252</td><td>313</td></tr><tr><td>合計</td><td>31,476</td><td>22,106</td><td>9,370</td></tr></table> (2)未経過リース料期末残高相当額 <table><tr><td>1年以内</td><td>5,784</td></tr><tr><td>1 年 超</td><td>3,763</td></tr><tr><td>合計</td><td>9,547</td></tr></table> (3)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相 当額 <table><tr><td>支払リース料</td><td>10,247</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>9,843</td></tr><tr><td>支払利息相当額</td><td>222</td></tr></table> (4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とす る定額法によっております。 (5)利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額と の差額を利息相当額とし、各期への配分方法につい ては、利息法によっております。		取得価額 相 当 額	減価償却 累 計 額 相 当 額	期末残高 相 当 額	器具備品	29,911	20,854	9,057	ソフトウェア	1,565	1,252	313	合計	31,476	22,106	9,370	1年以内	5,784	1 年 超	3,763	合計	9,547	支払リース料	10,247	減価償却費相当額	9,843	支払利息相当額	222	ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1)リース資産の内容 有形固定資産 器具備品 (2)リース資産の減価償却方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とす る定額法によっております。
	取得価額 相 当 額	減価償却 累 計 額 相 当 額	期末残高 相 当 額																										
器具備品	29,911	20,854	9,057																										
ソフトウェア	1,565	1,252	313																										
合計	31,476	22,106	9,370																										
1年以内	5,784																												
1 年 超	3,763																												
合計	9,547																												
支払リース料	10,247																												
減価償却費相当額	9,843																												
支払利息相当額	222																												

（有価証券関係）

第27期

（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 子会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	1,222,404	1,226,700	4,296
	(3) その他	-	-	-
	小計	1,222,404	1,226,700	4,296
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	7,100	6,154	△946
	小計	7,100	6,154	△946
合計		1,229,504	1,232,854	3,350

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
投資信託	503,978	536	-

4. 時価評価されていない主な有価証券の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (千円)
(1)子会社株式 子会社株式	168,117
(2)その他有価証券 非上場株式	30

5. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
1. 債券				

（１）国債・地方債等	303,900	922,800	-	-
（２）社債	-	-	-	-
（３）その他	-	-	-	-
２．その他	-	-	-	-
合計	303,900	922,800	-	-

第28期

（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

１．その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	611,835	614,400	2,565
	(3) その他	-	-	-
	小計	611,835	614,400	2,565
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	305,730	304,050	△1,680
	(3) その他	6,000	3,832	△2,168
	小計	311,730	307,882	△3,848
合計		923,565	922,282	△1,283

２．当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
国 債	300,000	-	4,839
投資信託	1,100	14	-

３．時価評価されていない主な有価証券の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (千円)
(1) 子会社株式 子会社株式	168,117
(2) その他有価証券 非上場株式	30

4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	304,050	614,400	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
(3) その他	-	-	-	-
2. その他	-	-	-	-
合計	304,050	614,400	-	-

(デリバティブ取引関係)

第27期

(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第28期

(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第27期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

１．親会社及び法人主要株主等

属 性	会社等の名称	住 所	資本金 又は 出資金	事業の 内 容 又は 職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割 合	関 係 内 容		取引の内容	取引 金額 (千円)	科 目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	ソシエテ ジェネラル アセットマネジメント	フランス パリ市	307百万 ユーロ	投 資 顧問業	(被所有) 間接 100%	兼任 1人	事業の統 括 及び管理	運用受託報酬 *1	129,707	未収運用 受託報酬	31,610
								投資助言報酬 *1	173,760	未収投資 助言報酬	73,403
親会社	SGAMノースパシ フィック株式会社	東京都 中央区	3,150 百万円	有価証券 の保有	(被所有) 直接 100%	兼任 2人	持株会社	貸付金の返済	200,000	-	-
								資金の貸付 *2	850,000	長期貸付 金	850,000
								利息の受取 *2	11,579	未収利息	3,788

（注）

- ソシエテ ジェネラル アセットマネジメントは、SGAMノースパシフィック株式会社の議決権を99.2%直接所有しております。
- 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - *1 運用受託報酬及び投資助言報酬については、当該各契約に基づいて決定しております。
 - *2 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は一括返済としております。なお担保は受け入れておりません。
- 上記金額には消費税等は含まれておりません。

２．兄弟会社

属 性	会社等の名称	住 所	資本金 又は 出資金	事業の 内 容 又は 職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割 合	関 係 内 容		取引の内容	取引 金額 (千円)	科 目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社の 子会社	ソシエテジェネラル アセットマネジメン ト オルタナティブ インベストメント	フランス パリ市	68,673 千ユーロ	投 資 顧問業	なし	なし	運用再委託	支払投信手数料 *1	14,913	未払手数 料	32,210
								支払投資顧問料 *1	49,245	未払投資 顧問料	146,307
							業務補助	経費の立替 *2	209,592	立替金	34,131
								業務補助補償 *3	61,996	-	-
親会社の 子会社	ソシエテ ジェネラル バンク アンド トラスト ルクセン ブルグ	ルクセン ブルグ ルクセン ブルグ市	1,179 百万 ユーロ	銀行業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	438,229	未収運用 受託報酬	15,685

親会社の 子会社	ソシエテ ジェネラ ル アセット マネジ メント ルクセンブ ルグ	ルクセン ブルグ ルクセン ブルグ市	5,000 千ユーロ	投 資 顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	146,494	未収運用 受託報酬	11,094
-------------	--	-----------------------------	---------------	------------	----	----	-------	-----------	---------	--------------	--------

(注)

1. ソシエテジェネラルアセットマネジメント オルタナティブ インベストメント及びソシエテジェネラルアセットマネジメント ルクセンブルグは、ソシエテジェネラルアセットマネジメントの子会社であり、ソシエテジェネラル バンク アンド トラスト ルクセンブルグはソシエテジェネラル（ソシエテジェネラルアセットマネジメントの親会社）の子会社です。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - *1 運用受託報酬、支払投資顧問料及び支払投信手数料については、当該各契約に基いて決定しております。
 - *2 経費の立替は、契約に基づいて当社が当該兄弟会社のために行っている支払であり、人件費及び経費の実額であります。
 - *3 業務補助補償は、契約に基づいて当社が提供した役務対価であり、前事業年度以前に発生したものについて同社から支払を受けたものであります。
3. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

第28期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません

（1）当社の親会社及び法人主要株主等

種 類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内 容 又は 職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割 合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科 目	期末 残高 (千円)
親会社	ソシエテ ジェネラル アセットマネジメント	フランス パリ市	323百万 ユーロ	投 資 顧問業	(被所有) 間接 100%	事業の統括 及び管理 役員の兼任	運用受託報酬 *1	74,054	未収運用 受託報酬	21,642
							投資助言報酬 *1	120,419	未収投資 助言報酬	9,131
親会社	SGAMノースパシフィック株式会社	東京都 中央区	3,150 百万円	有価証券 の保有	(被所有) 直接 100%	持株会社 役員の兼任	資金の貸付	-	長期貸付 金	850,000
							利息の受取 *2	14,758	未収利息	3,636

（注）

- ソシエテ ジェネラル アセットマネジメントは、SGAMノースパシフィック株式会社の議決権を99.2%直接所有しております。
- 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - *1 運用受託報酬及び投資助言報酬については、当該各契約に基づいて決定しております。
 - *2 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は一括返済としております。なお担保は受け入れておりません。
- 上記金額には消費税等は含まれておりません。

（2）当社と同一の親会社を持つ会社

種 類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内 容 又は 職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割 合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科 目	期末 残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ソシエテジェネラルアセットマネジメント オルタナティブインベストメント	フランス パリ市	82,035 千ユーロ	投 資 顧問業	なし	運用再委託	支払投信手数料 *1	14,415	未払手数料	10,284
						運用再委託	支払投資顧問料 *1	53,448	未払投資顧問料	993
						業務補助	経費の立替 *2	23,799	立替金	-

同一の親会社を持つ会社	ソシエテ ジェネラル バンク アンド トラスト ルクセンブルグ	ルクセンブルグ市	1,179 百万 ユーロ	銀行業	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	71,659	未収運用 受託報酬	344
同一の親会社を持つ会社	ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント ルクセンブルグ	ルクセンブルグ市	5,000 千ユー ロ	投 資 顧問業	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	44,531	未収運用 受託報酬	7,315

(注)

1. ソシエテジェネラルアセットマネジメント オルタナティブ インベストメント及びソシエテジェネラルアセットマネジメント ルクセンブルグは、ソシエテジェネラルアセットマネジメントの子会社であり、ソシエテジェネラル バンク アンド トラスト ルクセンブルグはソシエテジェネラル（ソシエテジェネラルアセットマネジメントの親会社）の子会社です。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - *1 運用受託報酬、支払投資顧問料及び支払投信手数料については、当該各契約に基いて決定しております。
 - *2 経費の立替は、契約に基づいて当社が当該同一の親会社を持つ会社のために行っている支払であり、人件費及び経費の実額であります。
3. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2.親会社に関する注記

親会社情報

ソシエテジェネラルアセットマネジメント（非上場）

S G A M ノースパシフィック株式会社（非上場）

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第27期 (平成20年3月31日現在)	第28期 (平成21年3月31日現在)
	千円	千円
繰延税金資産		
子会社株式に係る株式配当認定益	17,208	17,208
賞与引当金等損金算入限度超過額	70,287	53,885
貸倒引当金損金算入限度超過額	4,085	5,145
未払事業税等否認額	43,371	11,623
ゴルフ会員権評価損否認額	21,773	7,430
その他有価証券評価差額金	-	522
役員退職慰労引当金繰入否認額	8,854	-
逸失利益補償損失引当金繰入否認額	20,345	-
過年度債権償却否認額	3,036	-
繰延税金資産小計	188,959	95,812
評価性引当額	△51,596	△29,556
繰延税金資産合計	137,363	66,257
繰延税金負債		
事業税還付未収金	-	△17,257
その他有価証券評価差額金	△ 1,363	-
繰延税金資産の純額	136,000	49,000

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第27期 (平成20年3月31日現在)	第28期 (平成21年3月31日現在)
法定実効税率		40.69%
(調 整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目		8.02%
住民税均等割	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.83%
評価性引当額	との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております	△7.95%
過年度法人税等還付額		△19.11%
過年度法人税等追徴額		0.84%
税額控除額		△1.41%
その他		△0.55%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		21.36%

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、平成14年10月1日より、確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用の額

（単位：千円）

	第27期 (平成20年3月31日現在)	第28期 (平成21年3月31日現在)
退職給付費用*1	567	1,333
その他 *2	49,234	44,588
合計	49,801	45,921

*1退職給付費用は、退職金支払額であります。

*2 その他は、確定拠出型年金への掛金支払額であります。

（1株当たり情報）

第27期 (自 平成19年4月 1 日 至 平成20年3月31 日)	第28期 (自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31 日)
1株当たり純資産額 2,463.93円	1株当たり純資産額 2,553.60円
1株当たり当期純利益金額 311.85円	1株当たり当期純利益金額 90.81円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。
当期純利益 748,446千円 普通株式に係る当期純利益 748,446千円 期中平均株式数 2,400千株	当期純利益 217,940千円 普通株式に係る当期純利益 217,940千円 期中平均株式数 2,400千株

（重要な後発事象）

第27期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）
該当事項はありません。

第28期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

④委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 取締役の変更

取締役は、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済み株式総数の過半数に当たる株式を有する株主が出席し、その決議権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期によるものとします。

取締役の変更があった場合には、監督官庁に届け出なければなりません。また取締役が、他の会社の取締役、会計参与、監査役または執行役に就任した場合または退任した場合には、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届け出ることが必要です。

(2) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(3) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ①名称 株式会社りそな銀行
- ②資本金 平成21年4月1日現在：279,928百万円
- ③事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

①名称	②資本金 (平成21年3月末日現在)	③事業の内容
株式会社山陰合同銀行 株式会社但馬銀行 香港上海銀行	20,705百万円 5,481百万円 12,533.50万米ドル	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社SBI証券 愛媛証券株式会社 オリックス証券株式会社 そしあす証券株式会社 楽天証券株式会社 リテラ・クレア証券株式会社 ばんせい山丸証券株式会社 日興コーディアル証券株式会社 フィデリティ証券株式会社	47,397百万円 100百万円 3,000百万円 4,727百万円 7,445百万円 3,794百万円 1,558百万円 10,000百万円 ※ 4,275百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

※平成21年10月1日現在

(3) 投資顧問会社

名 称	資 本 の 額 (平成20年12月末日現在)	事 業 の 内 容
ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント	322,947,084.50ユーロ	フランスに籍を置く外国の法令に準拠して設立された法人で、外国において投資運用業を行っています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

《参考情報》

再信託受託会社の概要（平成21年3月末日現在）

名 称	： 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資 本 金	： 51,000百万円
資 本 構 成	： 株式会社りそな銀行 33.33%、住友信託銀行株式会社 33.33%、中央三井トラスト・ホールディングス 33.33%
業務の内容	： 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
再信託の目的	： 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

(3) 投資顧問会社

マザーファンドの投資顧問会社として、委託会社に対し、ファンド資産の運用にかかる投資一任業務を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント（SGAM パリ）は委託会社の株式を100%保有しているSGAMノースパシフィックの親会社であり、委託会社はソシエテ ジェネラル アセット マネジメントの間接的な子会社です。

第3【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成21年2月25日	臨時報告書
平成21年4月 1日	臨時報告書
平成21年5月20日	有価証券報告書 有価証券届出書の訂正届出書
平成21年5月25日	臨時報告書
平成21年7月31日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成21年6月16日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会

御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	後 藤 順 子	印
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	鈴 木 吉 彦	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月10日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員	公認会計士	後 藤 順 子	印
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	鈴 木 吉 彦	印
業 務 執 行 社 員			

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年4月17日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高尾幸治 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井純子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSGラグジュアリー・ブランド世界株式ファンドの平成20年8月21日から平成21年2月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SGラグジュアリー・ブランド世界株式ファンドの平成21年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年10月13日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩部 俊夫 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井 純子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSGラグジュアリー・ブランド世界株式ファンドの平成21年2月21日から平成21年8月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SGラグジュアリー・ブランド世界株式ファンドの平成21年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)